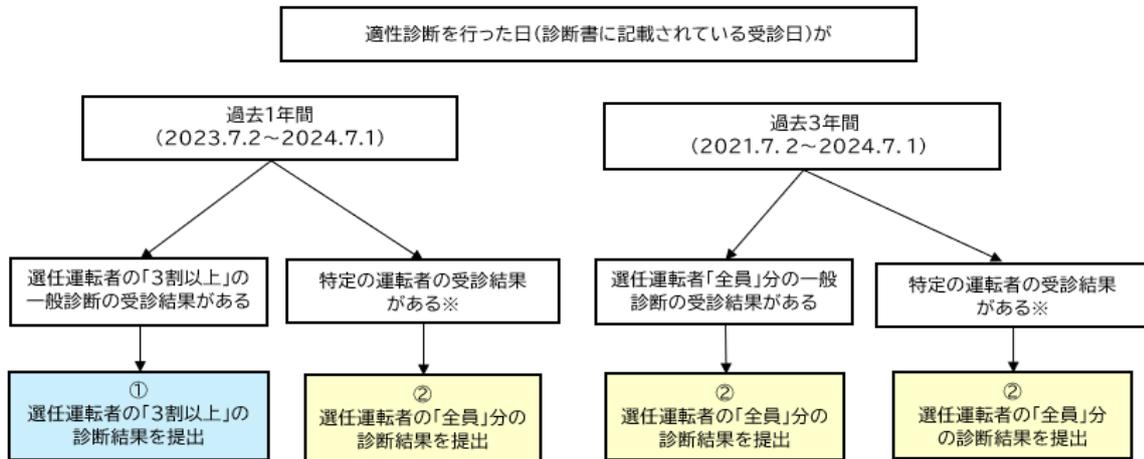


グループ3 - (1) 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている

以下の①②のいずれかに当てはまる状況が確認できれば加点となります。

- ① 過去1年以内（2023年7月1日～2024年7月2日）において、「適性診断（一般診断）」の受診者数が、選任運転者の3割以上であること。
- ② 過去3年間（2021年7月1日～2024年7月2日）において全ての選任運転者が「適性診断（一般診断）」又は「適性診断（特定の運転者に対する診断※）」のいずれかを受診していること。



※特定の運転者の診断とは、「特定診断I又はII」、「初任診断」、「適齢診断」
 ※上記の診断結果が混在する場合は、全員分が必要です。